

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年4月27日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 33名

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 齊藤 信一 委員   | 2番 小林 六一 委員   |
| 3番 村井 善一郎 委員  | 4番 大桃 惣一郎 委員  |
| 5番 佐藤 満 委員    | 6番 金子 良助 委員   |
| 7番 鶴巻 純一 委員   | 8番 刈屋 一夫 委員   |
| 10番 坂井 和弘 委員  | 11番 藤田 吉則 委員  |
| 12番 大橋 正臣 委員  | 13番 山ノ内 正 委員  |
| 14番 川勝 勳 委員   | 16番 大竹 一雄 委員  |
| 17番 野水 敏秋 委員  | 18番 高山 博 委員   |
| 19番 高橋 剛 委員   | 20番 森山 昭 委員   |
| 21番 西 光明 委員   | 22番 野崎 文夫 委員  |
| 23番 大竹 正信 委員  | 24番 小師 勉 委員   |
| 25番 五十嵐 俊雄 委員 | 26番 鶴巻 俊樹 委員  |
| 27番 武石 栄二 委員  | 28番 安達 英作 委員  |
| 29番 村山 佐喜雄 委員 | 30番 佐々木 包茂 委員 |
| 31番 長谷川 清一 委員 | 32番 清水 栄 委員   |

33番 熊倉 睦 委員      34番 神子島 巖 委員

35番 佐藤 裕雄 委員

欠席委員      1名

15番 金子 純一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長      大坂 純司

事務局 次長  
兼 農地 係長      渡邊 博之

副 参 事  
兼 経 営 基 盤 係 長      麦倉 政勝

農地 係 主 任      堀江 定昭

午後3時00分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、定例総会を開会いたします。

ご案内のように今回選任委員として新たに刈谷田川土地改良区より私どものところへ高橋剛さんが選任されてございますので、ご紹介をしておきます。後ほどごあいさつもいただきたいと思っております。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34人、欠員1名、出席33名、それから欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。6番、金子委員、30番、佐々木委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議事に入る前に土地改良区推薦の選任委員が市長から辞令交付を受けられてございます。この方の議席番号、所属部会について、私にご一任いただけるかどうかをお諮りをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

ご異議なしと認め、私に一任いただきました。

それでは、高橋剛委員の議席番号は19番、所属部会は第3調査部会と農政対策部会でお願いをしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、そのように決定をさせていただきます。

高橋委員は、19番の席にご着席をお願いいたします。

それでは、その場所で結構ですので、ごあいさつをいただきたいと思っております。

19番（高橋 剛委員）

先ほどご紹介をいただきました刈谷田川土地改良区よりここに出席をさせていただきます

ます。高橋剛でございます。前任者は、安達宰さんでございますが、このたび土地改良区の改選がございまして、安達さんが引退されたということで、そのかわりといいますか、後任に私がここに出席させてもらったわけでございます。聞きますと今日が最初で最後になるのではないかというお話も聞いておりますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

休憩中に事務局より新しい委員名簿を配付いたします。ここで暫時休憩いたします。

（午後3時05分から午後3時08分まで休憩）

議長（大桃会長）

それでは、会議を進めます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願ひます。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、8ページにありますように、新規設定19件、10万4,701㎡、再設定19件、7万7,139.25㎡、所有権移転4件、9,537㎡でございます。合計では42件、19万1,377.25㎡であります。

戻りまして、1ページをご覧いただきたいと思ひます。議案中の1番は、大宮新田の農地1筆、2,003㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約250万円であります。

2番は、西本成寺2丁目の農地2筆、1,484㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約600万円であります。

3番は、井栗の農地1筆、1,927㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約119万円であります。

4番は、大島の農地6筆、4,123㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約146万円であります。

5番は、鹿熊の農地1筆、938㎡を新規により1年間利用権設定をするものであります。

6番は、飯田の農地1筆、1,955㎡を新規により約1年間利用権設定するものであります。

7番は、森町の農地4筆、3,217㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

8番は、福島新田の農地2筆、4,901㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

9番一1は、須頃3丁目の農地1筆、1,465㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

10-1番は、東本成寺ほかの農地4筆、2,920㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

11番は、落合ほかの農地6筆、3,040㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

12番は、上谷地の農地2筆、4,031㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

13番-1は、東大崎1丁目ほかの農地6筆、6,577㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

14番-1は、飯田の農地4筆、6,974㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

15番-1は、金子新田ほかの農地4筆、4,768㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

16番-1は、福島新田の農地6筆、1万1,769㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

17番は、土場の農地3筆、2,732㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

18番は、鹿峠の農地2筆、2,831㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

19番は、福島新田の農地1筆、869㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

20番-1は、東大崎ほかの農地6筆、9,674㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

21番-1は、茅原ほかの農地31筆、2万6,704㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

22番は、下大浦の農地2筆、897㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

23番は、福岡ほかの農地12筆、8,439㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の24番から8ページ、42番までの19件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

9ページの9番-2から41番-2までの枝番がついております9件、7万8,830㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規及び再設定により3年間から10年間の利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そうにご覧いただきたいと思っております。

なお、いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長さんは、西代理さんの隣に着席願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、4月24日午後3時30分から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、18時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定19件、再設定19件、所有権移転4件、合計件数42件、面積にして1万1,377.25㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりで決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明申し上げます。

今月の申請は、13ページにありますように9件の申請で、合計1万1,795.9㎡となっております。

それでは、戻りまして12ページの1番から順にご説明申し上げます。議案中の1番は、原地内の農地1筆、2,111㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買

により取得するものであります。価格は、10a当たり約142万円であります。

2番は、白山新田地内の農地1筆、683㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり68万円であります。

3番は、中野原地内の農地1筆、1,209㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約33万円であります。

4番は、大沢地内の農地1筆、100㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり7,000円であります。

5番は、中野原地内の農地1筆、419㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約29万円であります。

6番は、荒沢地内の農地1筆、725㎡を譲り受け人が相手方の要望により贈与により取得するものであります。

7番は、新屋地内の農地1筆、1,963㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者に贈与するものであります。

8番は、代官島地内の農地8筆、661.9㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

9番は、下保内地内の農地4筆、3,924㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が10年間使用貸借権を設定するものであります。

以上9件が今月の申請分であります。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどのことから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

5番、退席願います、議事参与規定があります。

（午後3時27分 5番佐藤 満委員退席）

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの2件、合計件数9件、面積にして1万1,795.9㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

中へお願いします。入ってもらってください。

(午後3時30分 5番佐藤 満委員着席)

議長(大桃会長)

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、14ページにありますように3件の申請で、計で1,171.28㎡であります。

議案中の1番は、東新保地内の農地1筆、25㎡を市道拡幅で当初計画の住宅建築用地に不足を生じたため、用地の拡張をするものです。場所につきましては、旧三陸運送本社社屋から新たに建設される新保裏館線沿いの北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

2番は、曲淵3丁目地内の農地1筆、184㎡を住宅1棟の建設用地に利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校北側付近の住宅地の一角で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

3番は、猪子場新田地内の農地3筆、962.28㎡を住宅1棟、木材倉庫1棟、作業所1棟の建設用地に利用したいものです。場所につきましては、新潟スチール三条第2工場東側付近の住宅地の一角で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして1,171.28㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、

立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明申し上げます。

今月の申請は、16ページにありますように5件の申請で、合計5,802㎡であります。

それでは、戻りまして15ページの1番から順にご説明をいたします。1番は、上須頃地内の農地1筆、849㎡を使用貸借権の設定により取得し、共同住宅1棟8世帯分、駐車場24台分、自転車置き場10台分の建設用地に利用したいものです。場所につきましては、上須頃集落内で北陸自動車道の北西付近、3種農地に該当しております。

2番は、今井地内の農地2筆で、2,700㎡を賃借権の設定により取得し、資材置き場用地として利用したいものです。場所は、済生会病院の西側付近で、第3種農地に該当しております。

3番は、島川原地内の牧地、農地3筆で、1,556㎡を賃借権設定により砂利採取地及び搬出、搬入路として平成24年5月20日から平成25年11月19日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、島川原集落の西側で五十嵐川付近でございます。農用地区分は、第2種農地に該当しております。

4番は、直江町3丁目地内の農地1筆、297㎡を売買により住宅1棟の建築用地に利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約6,000円であります。場所につきましては、旧斎場北側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

5番は、鬼木地内の農地1筆、400㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の建設、

駐車場3台分の用地に利用したいものです。場所につきましては、刈谷田橋の右岸下流付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして5件、面積にして5,802㎡で、2番、3番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』をご説明申し上げます。

今月の申請は、17ページにありますように1件であります。

議案中の関東信越国税局が公売を行う事件番号第270号、物件1333-1番の公売となる土地は、田屋の農地1筆、2,922㎡で、農振地内の農用地区域であります。公売日は、平成24年4月20日から平成24年5月10日。見積もり価格は130万

円であります。公売参加願い出者は2名で、1名の方は農業の方で、農業経営の規模拡大を図るため願い出されているものであります。1名は、農事組合法人で農業経営の規模拡大を図るため願い出されているものであります。場所につきましては、田屋地内の永田新橋右岸上流付近の農地でございます。

なお、願い出者の書類及び現地確認をしたところ、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、2名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長さん、大変ありがとうございました。座席のほうへお戻りください。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第6号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

先ほど紹介した全国農業新聞特別賞を受賞した「農業委員会だより向日葵」の神子島編集委員長から表彰式について報告をお願いいたします。

34番（神子島 巖委員）

去る4月10日、東京都文京区の椿山荘において全国情報会議があり、大坂事務局長さん、西会長代理さん、私が参加させていただきました。その中で表彰状の授与式があり、「農業委員会だより向日葵」の特別賞の賞状をいただいてまいりました。貴重な体験をさせていただきましてまことにありがとうございました。これもひとえに編集を一緒に取り組んでくださった麦倉副参事さんを初め、編集委員の皆さん、委員の皆様のおかげと感謝いたしております。大変ありがとうございました。

議長（大桃会長）

ご苦労さまでございました。

そのほか皆様方のほうでご発言がございましたらお願いいたします。

議長（大桃会長）

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、今期最後の総会を閉会いたさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後3時46分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 6 番）

議事録署名委員（30 番）